

京都市男女共同参画センター
相談員募集要項

- 【職種と人数】 「女性のための相談」 相談員（臨時職員）若干名
- 【職務内容】 電話、面接での相談業務やそれに関わる事務処理等
DV、性暴力、離婚、ハラスメント等、様々な相談を含みます。
悩みや問題をジェンダーの視点で捉え一緒に考えます。
- 【応募資格】 以下のいずれかに該当する方
- ① 女性センター等で3年以上、女性面接相談員の経験がある方。
 - ② 精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師のうち一つ以上の資格を持ち、且つ女性センター等で3年以上、女性面接相談員の経験がある方。
 - ③ 臨床心理士、フェミニストカウンセラーのうち、一つ以上の資格を持ち、且つ女性センター等で3年以上、女性面接相談員の経験がある方。
 - ④ その他、上記資格と同等と認める経歴を有する方
- *PC知識（ワード・エクセル等）を要します。
- 【勤務地】 京都市中京区東洞院通六角下る 262 番地
京都市男女共同参画センター内
- 週1回程度、京都市内大学相談室（学内ハラスメント相談）に出張する可能性あり。
- 【雇用期間】 2024年4月1日～2024年9月30日（契約更新あり）
- 【勤務条件】 月・火・木・金・土 で週3～4日以上勤務できる方
早番 9：45～17：30 休憩60分
遅番 13：00～20：45 休憩60分
*1ヶ月に1～2回火曜の遅番勤務があります。
- 時給 応募資格① 1,680円
 応募資格② 2,000円
 応募資格③ 2,130円
 応募資格④ ①～③の資格に合わせた時給
- 【福利厚生】 労災保険
勤務日数に応じて、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入有

入職4か月後より勤務日数に応じて有給休暇付与

【その他】 交通費は実費（上限あり）
昇給・退職手当・賞与はありません。

【申込の手続】 「相談員（臨時職員）選考申込書」に必要事項を記入し、作文を添付のうえ提出ください。作文の課題は「男女共同参画センターにおける相談の役割」とし、A4サイズ、横書き、800～1200字程度で作成してください。
「相談員（臨時職員）選考申込書」はウイングス京都のホームページからダウンロードできます。

<https://www.wings-kyoto.jp/>

【提出期間】 2024年2月3日（土）までに持参又は郵送にて（2月3日必着）
なお、提出書類は返却いたしません。

【選考方法】 提出書類による1次審査を行い、1週間以内に可否に関わらず電話、またはメールにてご連絡いたします。第1次審査の通過者は第2次審査（面接とインテーク面談のロールプレイ）を受けていただきます。

申込書送付先／お問合せ

〒604-8147

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 総務課
電話 075-212-7490